空き家対策・相続対策をお考えの方に、信託で描く家族の将来図

「家族の信託」のすゝめ セミナ

「家」は私たちを雨風から守り、快適な空間を提供してくれます。 「家」は人生の楽しいこと、嬉しいこと、悲しいこと、辛いこと…を 静かに包み込んでくれます。

その家のドラマがそこにあります。

空き家になってボロボロになるのを防ぎたい。

新しい家族を見守ってくれる家として繋げたい。

それを活かせるのが「家族の信託」です。

認知症と共に生きる現代における、新しい相続のカタチ。

一緒に考えませんか?





 $12/17 = 13:00 \sim 14:00$

参加無料

■場所

出島メッセ長崎 1階101会議室 (長崎市尾上町4

(長崎市尾上町4-1)

*IR長崎駅西口より徒歩1分

事前予約不要です!相談会



経験豊富な専門家による 相続や家族の信託などについての ご質問をお受けしております

講演:家族の信託のススメ



『マンガで分かる!

家族の信託|無料謹呈

まちづくり総合住宅フェア内で開催!

出展ブースで 行政書士・宅建士等による 無料相談も実施します (10~16時)

*この取組みは、令和5年度国土交通省 空き家対策モデル事業の採択を受けて 実施しています。

師:一般社団法人家族の信託ながさき連絡協議会 代表 宿輪 徳幸(行政書士FPしゅくわ事務所)

家族の信託とは…

所有者が認知症になると、自宅が空き家になっても売却等の処分ができず、相続までそのまま放置され 劣化が進みます。「家族の信託」では、信託契約で自宅等の管理処分権限を信頼する家族等に移動でき ます。施設の入所等で空き家になった場合には、管理処分権限を持つ家族等の判断で、リフォーム工事 をしたり、賃貸に出したり・売却したり、自宅を価値ある財産として生かすことができます。信託期間 中は、元の所有者などのために財産を活用し・利益を給付します。さらに、信託が終了時に残った財産 の分け方まで指定できるため、相続対策としても大きな効果があります。